

議案第32号

木津川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

木津川市消防団員等公務災害補償条例（平成19年木津川市条例第204号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部が改正され、消防団員等が公務災害補償を受ける権利を担保とすることができる特例規定が削除されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

木津川市消防団員等公務災害補償条例（平成19年木津川市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

参考資料（議案第32号）

木津川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）新旧
対照表

(新)	(旧)
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。	2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>
第4条～第29条 (略)	第4条～第29条 (略)